

令和5年度

教育行政執行方針

岩内町教育委員会

はじめに	1
I. 子育て支援について	2
II. 学校教育について	3
III. 生涯学習について	9
むすび	12

はじめに

令和5年第1回岩内町議会定例会の開会にあたり、令和5年度教育行政執行方針を申し上げます。

近年の少子化、人口減少や高齢化、急速な技術革新、グローバル化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会の変化は加速度を増し、今まさに、将来の予測が困難な時代を迎えています。

このように急激に変化する時代の中で、持続可能な社会の創り手となる子どもたちが、自分の良さや可能性を認識するとともに、多様性を尊重し、他者と共存しながら生きていく力を育成することや、生きがいを感じることでできる包摂的ほうせつてきな社会の実現に向けた、新しい時代の生涯学習や社会教育の在り方が求められております。

教育委員会といたしましては、関係機関はもとより、学校・家庭・地域と、より一層連携を図り、教育環境の充実と向上に努め、教育行政の執行に全力で取り組んでまいります。

I. 子育て支援について

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が^{つちか}培われる大切な時期であり、この時期に行われる教育・保育は大変重要であります。

未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えていくことができるよう、家庭、各施設、地域及び行政、それぞれが自らの役割を果たし、さらに効果的、広域的に成果を挙げるため、それぞれの有機的な関係を築きあげることが求められており、各機関の連携を深めていく取り組みを進めてまいります。

また、さらなる子育て支援と子どもたちの健全育成に向け、安心して子育てができる環境づくりの充実を図ってまいります。

1. 保育と幼児教育の充実

子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現を目指すことを基本理念とした「岩内町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に基づき、関連部署と連携を図り、保育と幼児教育を推進してまいります。

保育所の運営につきましては、子どもたちの健康や安全の確保を図り、毎日の生活や発達していく過程を見通した保育内容を実施するとともに、保育環境を整え、生活の場としてふさわしい保育の提供と質の向上に努めてまいります。

また、家庭・地域との連携、幼保間や幼保小の連携・交流の深化・充実を図り、発達や学びの連続性を保つ連携を推進してまいります。

2. 地域子育て支援センターの運営

本年4月に開所する地域子育て支援センター（愛称：あすばら）では、子育てをする保護者の孤立化を防止し、不安や悩みを気軽に相談できるよう、子育て世代の交流や保育士による育児相談、子育て情報の発信などの取り組みを進めてまいります。

また、一時的に家庭での保育が困難となる場合や保護者の心理的、身体的負担を軽減するための一時預かり事業を新たに実施するなど、子育て支援の充実に向けてまいります。

3. 放課後児童対策（学童保育所）の充実

学童保育所では、児童の放課後の安全確保と健全な育成を目的として、支援員の適正配置や環境整備などの充実を図り、安全・安心な事業運営を進めてまいります。

II. 学校教育について

社会がどのように変化しようとも、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、新しいものをつくり出す創造力や自己肯定感を高め、そして、自ら考え、判断し、決定し、行動する「自律性」を育み、社会でしっかり生きていく「社会に適応する力」の育成に努めてまいります。

また、学習指導要領においては、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が

求められております。

教育委員会は、その実現に向け、変化する時代に対応できる力の育成、豊かな心と健やかな体の育成、地域とともにある学校づくりの推進に向けて取り組んでまいります。

1. 義務教育学校の整備

小中一貫教育につきましては、小学校から中学校への連続した学びが確かなものとなるよう、小中学校9年間を通じた教育課程の編成と実施、乗り入れ指導の充実など、小中はもとより、中中、小小のつながりなど、地域の実情に応じた小中一貫教育の導入に向けた取り組みを推進してまいります。

施設一体型義務教育学校につきましては、建設予定地である地域交流センター及び町民体育館敷地において、本年度から本格的な工事に着手し、令和8年4月の開校に向けて整備を進めてまいります。

また、昨年度に設置した「新たな学校整備に向けた開校準備委員会」の開催を通じて、開校に向けて必要な事項を調査・検討するとともに、きめ細かな情報発信に努めてまいります。

2. 変化する時代に対応できる力の育成

学力の育成につきましては、全国学力・学習状況調査における児童生徒の解答状況や、つまずきの分析を行い、成果と課題を明確にしながら、授業の創意工夫や家庭学習の定着、基本的な生活習慣の確立など、確かな学力の定着に努めてまいります。

また、児童生徒1人に1台ずつ配備しておりますタブレット型端末や一部の教科で導入しておりますデジタル教科書などを有効に活用し、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する教育環境の充実を図り、先端技術の高度化に伴い到来する「^{ソサエティ}Society5.0時代」にふさわしい学校づくりを目指してまいります。

学習活動につきましては、複数教員の配置による習熟度別少人数指導や小学校での基礎学力定着を図るための学習支援員の配置を継続してまいります。

外国語教育につきましては、グローバル化に対応した人材の育成等を図るため、児童生徒の英語発音力、コミュニケーション能力及び国際理解力の向上のため、外国語指導助手を配置するとともに、英語検定試験の受験料助成を継続し、受験機会の拡大と英語力及び学習意欲の向上を図ってまいります。

特別支援教育の推進につきましては、就学前における早期からの相談・支援や将来を見据えた引き継ぎが円滑に行えるよう、特別支援教育コーディネーターを中心に、関係機関と連携・情報共有ができる環境づくりを支援してまいります。

3. 豊かな心と健やかな体の育成

児童生徒が互いを尊重し、個性の伸長を図りながら、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、自らの生き方を主体的に考えることができる力を育むとともに、学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることが重要であります。

このため、自他の持っている良さを大切にし、思いやりの

心を育ていけるよう、道徳教育の充実を図るとともに、読書、ボランティア活動などあらゆる教育活動を通して、自立心や自律性、思いやりの心^{つちか}を培い、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進してまいります。

また、SNS等によるトラブル防止に関する情報提供を行うとともに、家庭でのルールづくりや危機管理の徹底についての啓発活動を実施してまいります。

いじめの対応につきましては、児童生徒の小さなサインを見逃すことなく、未然防止と早期発見、早期対応への取り組みを推進するとともに、いじめを生まない校内体制の充実に努めてまいります。

不登校対策につきましては、岩内町立小中学校不登校対策連絡会を活用し、関係機関との連携を図りながら個々に応じた取り組みを推進するとともに、教育支援教室「つばさ教室」による集団生活への適応、基礎学力の補充、生活習慣の改善等を支援し、学校復帰に努めてまいります。

また、新たな不登校を生まないという視点に立ち、不登校の未然防止のため、不登校に至る要因等についての検証に取り組むとともに、あるべき支援体制について検討を進めてまいります。

さらに、学校生活や精神面の悩みを抱えている児童生徒や保護者に対応するとともに、教職員への助言、援助を行うスクールカウンセラーを継続して配置し、教育相談体制の充実に取り組んでまいります。

児童生徒の健やかな体を育成するためには、望ましい生活

習慣を養い、体力・運動能力の向上を推進するとともに、心身の調和がとれた児童生徒の育成に努めることが重要であります。

そのため、学校給食につきましては、栄養教諭を中心とした指導体制のもと、衛生管理の徹底に努め、地場産物の活用も取り入れた安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、食を通して人間として生きる力を育む食育を推進し、家庭を含め健康に対する意識の向上に努めてまいります。

なお、昨今の物価高騰による学校給食費への影響に関しては、学校給食会計の適正運営に努めながら、保護者負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講じてまいります。

安全教育につきましては、地震や火災、津波などの災害に迅速かつ的確に対処するため、各校で作成している危機管理マニュアルの点検及び徹底と、緊急時に適切な対応や行動をとることができるよう、実践的な避難訓練の実施に努めてまいります。

また、原子力防災につきましては、北海道が実施する原子力防災訓練などの訓練を通じ、防災対策への理解促進と意識の向上を図ってまいります。

通学路の安全確保につきましては、安全教育の徹底に努めるとともに、岩内町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全確保の充実を図り、安全・安心な教育環境づくりに努めてまいります。

4. 地域とともにある学校づくりの推進

児童生徒が自ら考え判断し、町の未来を担うたくましい人材を育成するためには、社会の変化に対応した教育環境の整備と学校・家庭・地域が一体となり、地域の声を生かした学校経営を進めることが重要であります。

そのため、学校に対する理解が深まるよう、地域公開参観日の開催、学校だよりによる教育活動の情報発信など、開かれた学校づくりの取り組みを推進するとともに、学校を核とした地域連携に取り組む「コミュニティ・スクール」の充実を図ってまいります。

学校経営につきましては、学校長がリーダーシップを十分に発揮できるよう支援するとともに、教職員につきましても、北海道教育委員会や後志教育研修センターなどの教育団体が開催する各種研修による資質能力の向上、服務規律の遵守や危機管理・感染症対策への対応など、保護者や地域から信頼されるよう取り組んでまいります。

学校における働き方改革につきましては、教員が健康でやりがいを持って働き、授業やその準備に集中できる時間や児童生徒と向き合う時間を確保しつつ、教員の負担を減らすことが求められていることから、その取り組みを推進するとともに、学校の働き方改革を踏まえた部活動の地域移行について、検討を進めてまいります。

地域との連携につきましては、岩内町特別支援教育振興会及び町内関連団体の活動を引き続き支援してまいります。

また、幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、

義務教育の基礎となることから、小学校、幼稚園、保育所との連携と接続を円滑にすることが重要であります。

そのため、岩内町幼保小連絡会が実施する就学に向けた研修会や情報交換会等の開催を支援してまいります。

就学援助扶助費につきましては、基準援助額の全額支給を継続し、これまでと同様に準要保護世帯の児童生徒の就学に対する経済的支援に努めてまいります。

岩内高等学校は、人口減少と少子化、進学先の多様化の影響により、入学者数の確保が年々厳しい状況になっておりますが、岩宇地区唯一の高校として、また、地域の未来を担う人材の育成と活力を生み出す機能の大きな柱として、本町にとってかけがえのない存在であります。

そのため、地域、行政、小中学校等と岩内高校との連携の充実を図り、魅力ある活動への支援を行ってまいります。

Ⅲ. 生涯学習について

自主的で主体的な学びや町民相互の学習活動は、豊かな人間性を育み、地域力を高める大きな力となるものであります。

各世代の多様なニーズに応じた学習機会の提供や学習成果等が広く活かされる環境づくりに努めてまいります。

芸術・文化・歴史につきましては、豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化や歴史的な財産の保存・承継・創造に向けて取り組むとともに、スポーツにつきましては、地域でのスポーツ活動や健康づくりを推進してまいります。

1. 生涯学習の推進

すべての教育の出発点である家庭教育につきましては、基本的な生活習慣や豊かな情操を身につけ自立心などの生きる力を育む大切な場であり、家庭の教育力向上が一層求められていることから、学校や地域と連携を深めながら、様々な学習機会の提供や情報発信などの支援を行ってまいります。

特に、ブックスタート事業や絵本館の運営を中心とした読書活動につきましては、親同士の情報交流の場としての役割も有しており、引き続き保健師や地域子育て支援センターとの連携及びボランティア団体の協力のもと、乳幼児期における子育て教育の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、未来の担い手である子どもたちが自ら学び、健やかに成長し、家庭・地域のつながりを深めるため、異世代間交流や地域資源を活用した事業の開催などを通じて、自然体験や社会体験事業の充実に努め、子どもの学びを広げる活動を展開してまいります。

成人・高齢者教育につきましては、時代の変化や新たな課題など多様なニーズに応じた学習機会を提供していくこととし、生きがいや学習意欲のもてる講座を開催するなど、地域人材や指導者の育成に努めてまいります。

また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」や学校と地域を結ぶ「コミュニティ・スクール」等との連携を深めながら、学校を核とした地域づくりを推進してまいります。

2. 芸術・文化の振興と歴史の承継

生きがいや心の豊かさをもたらす芸術・文化活動の推進につきましては、芸術・文化に親しむ機会を提供するとともに、各種団体による活動の奨励と支援に努めてまいります。

文化センターにつきましては、各種サークル講座の開催や文化団体等による芸術・文化活動の発表の場となる生涯学習活動の拠点施設として、適正な管理運営に努めるとともに、コロナ禍の影響等により中止が続いておりました自主文化事業についても、様々な工夫・対策を講じながら開催に向け準備を進めてまいります。

木田金次郎美術館及び郷土館につきましては、各種企画展等を開催するほか、併せて文献等の収集・保管・整理及び調査研究に取り組み、施設運営の充実と各種資料等の適切な保存・活用に努めてまいります。

歴史的な財産の保存・管理、後世への承継につきましては、北海道指定文化財である東山遺跡及び町指定文化財の適正な保存管理に努めるとともに、新たな文化財の指定に向けた調査・検討を進めてまいります。

3. スポーツの振興

スポーツ活動につきましては、青少年の健全育成や高齢者の生きがいとして、生涯にわたって親しまれることから、日常生活の中で気軽に取り組むことのできる運動の普及啓発をはじめ、地域住民が積極的にスポーツ活動に参加しやすい環境整備に努めるとともに、スポーツ推進委員や各種競技団体

との連携を図りながら、各種大会の開催や地域スポーツ活動における指導者の養成に力を傾注してまいります。

なお、町民体育館につきましては、施設一体型義務教育学校の整備に伴い利用が制限されることとなりますが、各種競技の活動に影響が生じないよう、今後も町内の既存施設を活用しながら、町民の運動機会確保に努めてまいります。

むすび

教育委員会といたしましては、未来を担う子どもたちが安全・安心な環境の下で健やかに成長し、町民の皆様が喜びを感じながら心豊かに人生を送ることができる町づくりに向けて、学校・家庭・地域の連携と関係団体の協力をいただきながら教育行政を推進してまいります。

町民の皆様、そして議会の皆様並びに関係各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。